

『こども誰でも通園制度』について

第2回 米子市子ども・子育て会議

令和7年10月29日（水）

- 1. 国の保育政策の方向性について**
- 2. こども誰でも通園制度について**
- 3. 米子市としての方針**

国の保育政策の方向性について

国の保育政策の方向性について

※こども家庭庁説明資料から抜粋

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**



1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

2. **全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進**
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

こども誰でも通園制度について

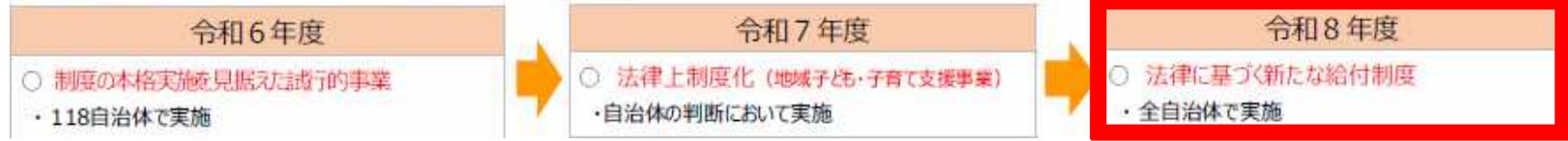
こども誰でも通園制度について

※こども家庭庁説明資料から抜粋



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」(※)を規定。
- (※) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



こども誰でも通園制度について

※こども家庭庁説明資料から抜粋

＜子ども・子育て支援交付金＞令和7年度予算額 2,138億円の内数 (2,074億円の内数)

※ ()内は前年度当初予算額

事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター 等

【実施方法】 一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】 補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人1時間当たりの単価を設定。

※こどもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。
加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても単価を設定。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

こども誰でも通園制度について

※こども家庭庁説明資料から抜粋

【実施施設】 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等
(※基準を満たしていれば施設類型は問わない)

【対象となるこども】 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【利用可能時間 (補助基準)】 こども一人あたり「月10時間」を上限

【単価 (補助基準)】 0歳児一人1時間あたり1,300円
1歳児一人1時間あたり1,100円
2歳児一人1時間あたり 900円
(※障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算有)

【利用料】 1時間あたり300円程度を標準に徴収可

【利用方法】 定期利用 (園・曜日・時間固定) / 柔軟利用
(※親子通園も可 (長期間続く状態とならないよう留意))

【実施方法】 一般型 (専用室/在園児合同) / 余裕活用型 (空き定員活用)

【職員配置・設備基準】 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

米子市としての方針

米子市における「こども誰でも通園制度」のあり方

事業の目的

就学前の全てのこどもを地域で育む

1. こどもの健全な育ちを応援

米子市で暮らす全てのこどもに、質の高い人的・物的環境に触れる機会を提供する

2. 地域子育て支援の充実

保護者が専門的な育児相談や情報提供を受けやすくする

3. 保護者の心身負担の軽減

在宅で育児をしている保護者の孤立感、不安感を軽減する

4. 支援が必要なこども・家庭のセーフティネットとしての機能強化

保護者のSOSに気づく。支援が必要な家庭やこどもを把握し、支援につなげる

こども誰でも通園制度における対象児童

	就労要件なし	就労要件あり
0～2歳	こども誰でも通園制度 における対象児童	3号認定 保育所、認定こども園等
3歳以上	1号認定 幼稚園	2号認定 保育所、認定こども園等

量の見込み（こども家庭庁発出の「量の見込み」の考え方に基づき算出）

米子市における利用児童数の見込み **79**人/月

【算出方法】 ※こども家庭庁発出の「量の見込み」の考え方に基づき算出

① 必要受入れ人数

対象年齢の未就園児数（1389人※9月時点）× 月一定時間（10時間）

② 必要利用定員総数

① ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（176時間＝8時間×22日）

施設区分	R8	R9	R10	R11	R12	単位：人
0歳児	44	44	44	43	43	
1歳児	20	19	19	19	19	
2歳児	15	15	15	15	15	
合計（月）	79	78	78	77	77	

※直近の未就園児数に人口推移を加味

確保方策について

実施意向※7月調査実施時

民間保育施設：12園（一般型:2園、余裕活用型:8園、未定:2園）

①実施意向がある園における利用定員の空き人数 ※令和7年9月末時点

17人/月（0歳:7人、1歳:7人、2歳:3人）

②幼稚園が実施しているプレ保育1回当たりの参加人数

※こども誰でも通園制度に合致した内容のもの

40人/月（1園1回当たりの参加人数8名×5園）

計57人/月⇒新たに受入れ枠（22人以上）を設ける必要がある

⇒公立保育施設3～4園で確保予定

◎年間の延べ人数に換算



単位：人/年

施設区分	R8	R9	R10	R11	R12
量の見込み	948	936	936	924	924
確保対策	948	936	936	924	924

一時預かり事業との比較

項目	こども誰でも通園制度	一時預かり
目的	こどもの健全な育ちの応援	保護者の育児負担軽減
対象児童	0歳6か月～満3歳未満の未就園児	主に未就学児
利用要件	要件なし (就労等を問わない)	保護者の就労、疾病、 育児リフレッシュ等
申請方法	市町村	事業者
利用単位	10時間/月	施設ごと ※公立園の利用時間 平日8:30～16:30
利用料金	1時間当たり 300円程度	2,000円(3歳未満) 1,000円(3歳以上)